
インフラファンド市場の開設等に伴う自主規制規則の一部改正について

日証協 平成 27 年 5 月 19 日

平成 27 年 4 月 30 日に、株式会社東京証券取引所において、再生可能エネルギー発電設備等のインフラ資産等を主な投資対象とする投資法人等が上場するインフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備がなされたこと、及び、平成 27 年 4 月以後適用の「企業結合に関する会計基準」等の改正を踏まえた「連結財務諸表の用語、株式及び作成方法に関する規則」等の改正に伴い、自主規制規則の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

インフラファンド市場の開設等に伴う自主規制規則の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

平成 27 年 4 月 30 日、株式会社東京証券取引所において、再生可能エネルギー発電設備等のインフラ資産等を主な投資対象とする投資法人等が上場するインフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備がなされたことに伴い、自主規制規則の一部改正を行うこととする。

また、平成 27 年 4 月以後適用の「企業結合に関する会計基準」等の改正を踏まえた「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正に伴い、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) 「有価証券の引受け等に関する規則」及び「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正

- ① 株券等の定義規定に「インフラファンド」及び「外国インフラファンド信託受益証券」の定義を追加することとする。

(第 2 条第 1 号)

- ② 主幹事就任規制に関する規定の対象として投資証券であるインフラファンドを追加することとする。

(第 2 条第 11 号イ、第 9 条第 2 項本文及び同項第 4 号イ、第 10 条第 6 号ロ、細則第 2 条第 1 号、第 5 号、第 7 号及び第 9 号、細則第 3 条第 1 項、細則第 4 条第 1 項及び細則第 5 条第 2 項第 3 号)

- ③ 募集又は売出しの公表前における情報漏えい等への対応に関する規定の対象として投資証券又は外国投資証券であるインフラファンド及び受託有価証券が外国投資証券である外国インフラファンド信託受益証券を追加することとする。

(第 34 条第 1 項及び第 34 条の 2 第 2 項第 2 号)

- ④ その他所要の規定の整備を図ることとする。

(2) 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」及び「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正

規則の対象となる有価証券の定義に関する規定について、今般のインフラファンド市場の開設に伴い所要の規定の整備等を図ることとする。

(3) 「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正

グリーンシート銘柄等の発行会社における会社情報の報告・開示に係る軽微基準における「連結当期純利益（金額）」を「親会社株主に帰属する当期純利益（金額）」に改めるなど、所要の規定の整備を図ることとする。

(別表Ⅰ. 「報告事象欄」 1(13)、7(1)及び8(1)の軽微基準欄等)

3. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

以 上

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。 イ～ホ (現行どおり)</p> <p><u>ハ インフラファンド (金商法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる投資信託の受益証券若しくは外国投資信託の受益証券又は同項第 11 号に掲げる投資証券若しくは外国投資証券であつて、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>ト 新投資口予約権証券 (金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる新投資口予約権証券であつて、当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券 又はインフラファンド であるものに限る。以下同じ。)</u></p> <p><u>チ (現行どおり)</u></p> <p><u>リ 外国インフラファンド信託受益証券 (金商法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国インフラファンド (インフラファンドのうち金商法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる外国投資信託の受益証券又は同項第 11 号に掲げる外国投資証券であるものをいう。以下同じ。)</u>であるものをいう。以下同じ。)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 引受業務 引受けを行うことを目的として発行者 (外国株信託受益証券においては金商法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する受託有価証券となる外国株券の発行者を <u>いい、外国インフラファンド信託受益証券においては同号に規定する受託有価証券</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。 イ～ホ (省 略) (新 設)</p> <p><u>ハ 新投資口予約権証券 (金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる新投資口予約権証券であつて、当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券であるものに限る。以下同じ。)</u></p> <p><u>ト (省 略)</u> (新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 引受業務 引受けを行うことを目的として発行者 (外国株信託受益証券においては、金商法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する受託有価証券となる外国株券の発行者を <u>いう。以下同じ。)</u> に対して募集又は売出しの提案を行い、当該引受けの条件の検討</p>

新	旧
<p><u>となる外国インフラファンドの発行者を</u>いう。以下同じ。) に対して募集又は売出しの提案を行い、当該引受けの条件の検討及び有価証券の元引受契約の締結に係る実務を遂行する業務をいう。</p>	<p>及び有価証券の元引受契約の締結に係る実務を遂行する業務をいう。</p>
<p>4～10 (現行どおり)</p>	<p>4～10 (省 略)</p>
<p>11 独立引受幹事会員 主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容(以下「発行価格等」という。)の決定に関与する引受会員をいう。</p>	<p>11 独立引受幹事会員 主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容(以下「発行価格等」という。)の決定に関与する引受会員をいう。</p>
<p>イ <u>株券、金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券である不動産投資信託証券及びインフラファンド</u> 募集に係る発行価格</p>	<p>イ <u>株券又は不動産投資信託証券(金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。)</u> 募集に係る発行価格</p>
<p>ロ～ニ (現行どおり)</p>	<p>ロ～ニ (省 略)</p>
<p>12～19 (現行どおり)</p>	<p>12～19 (省 略)</p>
<p>20 オーバーアロットメント 引受会員が、募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。ただし、<u>外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券</u>の募集又は売出しを行う場合は、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に行う募集又は売出しを行うことをいう。</p>	<p>20 オーバーアロットメント 引受会員が、募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。ただし、<u>外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合は</u>、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に行う募集又は売出しを行うことをいう。</p>
<p>21 グリーンシュエーション 引受会員が元引受契約の締結に当たり付与を受ける、募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者(外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合においては、<u>金商法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券の保有者をいい、外国インフラファンド信託受益証券の募集又は売出しを行う場合においては、同号に規定する受託有価証券となる外国インフラファンドの保有者を</u>いう。)より取得することができる権利をいう。</p>	<p>21 グリーンシュエーション 引受会員が元引受契約の締結に当たり付与を受ける、募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者(外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合においては、<u>金商法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券の保有者をいう。</u>)より取得することができる権利をいう。</p>
<p>22～25 (現行どおり)</p>	<p>22～25 (省 略)</p>

新	旧
<p>(主幹事会員となるための要件等)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 引受会員は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニの規定 (同条第 1 項第 4 号イからハまでに該当するものを除く。) により、当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が新規公開において行う株券、不動産投資信託証券 (金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。) <u>又はインフラファンド (同号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)</u> の募集の引受け、上場発行者として発行する株券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>、新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集の引受け又は当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が発行する社債券等の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 発行価格等の決定に際しては、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>イ <u>株券、不動産投資信託証券 及びインフラファンド</u> 第 25 条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。</p> <p>ロ <u>新株予約権証券、新投資口予約権証券及び新株予約権付社債券</u> 第 25 条に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。</p> <p>ハ (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p>	<p>(主幹事会員となるための要件等)</p> <p>第 9 条 (省 略)</p> <p>2 引受会員は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニの規定 (同条第 1 項第 4 号イからハまでに該当するものを除く。) により、当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が新規公開において行う株券 <u>若しくは</u> 不動産投資信託証券 (金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。) の募集の引受け、上場発行者として発行する株券、不動産投資信託証券、新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集の引受け又は当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が発行する社債券等の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 発行価格等の決定に際しては、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>イ <u>株券 又は</u> 不動産投資信託証券 第 25 条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。</p> <p>ロ <u>新株予約権証券 及び</u> 新投資口予約権証券及び新株予約権付社債券 第 25 条に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。</p> <p>ハ (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p>
<p>(独立引受幹事会員となるための要件等)</p> <p>第 10 条 前条第 2 項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>イ (現行どおり)</p>	<p>(独立引受幹事会員となるための要件等)</p> <p>第 10 条 前条第 2 項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>イ (省 略)</p>

新	旧
<p>ロ 不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>、新投資口予約権証券 発行決議日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行決議日2年以内に主幹事会員としての実績があること。 ハ・ニ (現行どおり)</p>	<p>ロ 不動産投資信託証券、新投資口予約権証券 発行決議日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行決議日2年以内に主幹事会員としての実績があること。 ハ・ニ (省 略)</p>
<p>(適切な引受審査) 第12条 (現行どおり) 2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、発行者によって公開された資料を確認するとともに、原則として、細則に定める資料(優先出資証券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>、新投資口予約権証券、<u>外国株信託受益証券</u> <u>及び外国インフラファンド信託受益証券</u> 並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するもの)の引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を細則に定めるところにより、発行者から受領するものとする。 3～6 (現行どおり)</p>	<p>(適切な引受審査) 第12条 (省 略) 2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、発行者によって公開された資料を確認するとともに、原則として、細則に定める資料(優先出資証券、不動産投資信託証券、新投資口予約権証券及び外国株信託受益証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するもの)の引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を細則に定めるところにより、発行者から受領するものとする。 3～6 (省 略)</p>
<p>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目) 第17条 引受会員は、上場発行者が発行する株券等 (<u>インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券を除く。</u>) の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1・2 (現行どおり) 3 不動産投資信託証券及び新投資口予約権証券 (<u>当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券であるものに限る。</u>) イ～ヘ (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>	<p>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目) 第17条 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。 1・2 (省 略) 3 不動産投資信託証券及び新投資口予約権証券 イ～ヘ (省 略) 2 (省 略)</p>
<p>(株価推移等の公表) 第22条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、発表資料において</p>	<p>(株価推移等の公表) 第22条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、発表資料において</p>

新	旧
<p>て公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移（優先出資証券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>、<u>外国株信託受益証券</u>又は<u>外国インフラファンド信託受益証券</u>の引受けの場合はこれらに相当するもの）並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容</p>	<p>て公表するよう要請しなければならない。</p> <p>1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移（優先出資証券、不動産投資信託証券又は外国株信託受益証券の引受けの場合はこれらに相当するもの）並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>(上場発行者の役員による取引の場合の取扱い)</p>	<p>(上場発行者の役員による取引の場合の取扱い)</p>
<p>第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（不動産投資信託証券にあっては金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る、<u>インフラファンドにあっては同号に掲げる投資証券又は外国投資証券であるもの</u>に限る、<u>外国インフラファンド信託受益証券にあっては受託有価証券が同号に掲げる外国投資証券であるもの</u>に限る。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。</p>	<p>第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（不動産投資信託証券にあっては、金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。</p>
<p>2～4 (現行どおり)</p>	<p>2～4 (省 略)</p>
<p>(情報漏えい等の場合の取扱い)</p>	<p>(情報漏えい等の場合の取扱い)</p>
<p>第 34 条の 2 (現行どおり)</p>	<p>第 34 条の 2 (省 略)</p>
<p>2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。</p>	<p>2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。</p>
<p>1 (現行どおり)</p>	<p>1 (省 略)</p>
<p>2 当該上場発行者の株価、<u>不動産投資信</u></p>	<p>2 当該上場発行者の株価 <u>又は</u> <u>不動産投資</u></p>

新	旧
<p>託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。）<u>、インフラファンド（同号に掲げる投資証券又は外国投資証券であるものに限る。）又は外国インフラファンド信託受益証券（受託有価証券が同号に掲げる外国投資証券であるものに限る。）</u>の価格に大幅な下落が認められた場合</p>	<p>信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。）の価格に大幅な下落が認められた場合</p>
<p>（この規則の一部の適用除外） 第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 <u>新規公開に際して行う株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券</u>の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条 （ 削 る ）</p> <p><u>2</u> （ 現行どおり ） <u>3</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>4</u> 第1号及び <u>第2号</u> に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 第16条から第22条まで</p> <p><u>5</u> <u>第1号</u> に規定する優先出資証券、不動産投資信託証券 <u>又はインフラファンド</u> の募集並びに <u>第2号</u> 及び <u>第4号</u> に規定する株券等の募集以外の優先出資証券、不動産投資信託証券 <u>又はインフラファンド</u> の募集 第22条第1項第2号及び第2項</p> <p><u>6</u> （ 現行どおり ） <u>7</u> （ 現行どおり ）</p>	<p>（この規則の一部の適用除外） 第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 <u>新規公開に際して行う株券</u> <u>又は</u> <u>外国株信託受益証券</u>の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条</p> <p><u>2</u> <u>新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券</u>の募集 <u>第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条</u></p> <p><u>3</u> （ 省 略 ） <u>4</u> （ 省 略 ）</p> <p><u>5</u> 第1号及び <u>第3号</u> に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集 第16条から第22条まで</p> <p><u>6</u> <u>第2号</u> に規定する優先出資証券 <u>及び</u> <u>不動産投資信託証券</u>の募集並びに <u>第3号</u> 及び <u>第5号</u> に規定する株券等の募集以外の優先出資証券 <u>又は</u> <u>不動産投資信託証券</u>の募集 第22条第1項第2号及び第2項</p> <p><u>7</u> （ 省 略 ） <u>8</u> （ 省 略 ）</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正は、平成27年5月19日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。）又は投資法人の役員会の決議が</p>	

新	旧
行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	

『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(契約の締結)</p> <p>第 2 条 規則第 9 条第 2 項第 1 号に規定する契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>1 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、発行者が行う株券、不動産投資信託証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条から第 5 条までにおいて同じ。）、<u>インフラファンド（同号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条から第 5 条までにおいて同じ。）</u>、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券又は社債券等の募集に係る引受審査が、公正かつ十分なものとなるよう協力して行うこと。</p> <p>2～4 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>5 株券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券及び社債券等に係る発行価格等の決定は、公正かつ適切なものとなるよう、主幹事会員は独立引受幹事会員と協議した上で行うとともに、独立引受幹事会員に対して需要状況を提供すること。</p> <p>6 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>7 独立引受幹事会員が株券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u> 又は新株予約権付社債券等の募集に係る引受審査の過程で主幹事会員が行った引受審査の内容又は株券、<u>不動産投資信託証券</u> <u>若しくはインフラファンド</u> の発行価格等若しくは新株予約権付社債券等の発行価格等の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないことを決定した場合は、当該株券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u> 又は新株予約権付社債券等の募集の引受けが中止されること。</p> <p>8 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>9 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、</p>	<p>(契約の締結)</p> <p>第 2 条 規則第 9 条第 2 項第 1 号に規定する契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>1 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、発行者が行う株券、不動産投資信託証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条から第 5 条までにおいて同じ。）、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券又は社債券等の募集に係る引受審査が、公正かつ十分なものとなるよう協力して行うこと。</p> <p>2～4 （ 省 略 ）</p> <p>5 株券、不動産投資信託証券、新株予約権証券、新投資口予約権証券、新株予約権付社債券及び社債券等に係る発行価格等の決定は、公正かつ適切なものとなるよう、主幹事会員は独立引受幹事会員と協議した上で行うとともに、独立引受幹事会員に対して需要状況を提供すること。</p> <p>6 （ 省 略 ）</p> <p>7 独立引受幹事会員が株券、不動産投資信託証券又は新株予約権付社債券等の募集に係る引受審査の過程で主幹事会員が行った引受審査の内容又は株券 <u>若しくは</u> <u>不動産投資信託証券</u> の発行価格等若しくは新株予約権付社債券等の発行価格等の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないことを決定した場合は、当該株券、不動産投資信託証券又は新株予約権付社債券等の募集の引受けが中止されること。</p> <p>8 （ 省 略 ）</p> <p>9 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、</p>

新	旧
<p>第1号から第8号までの契約事項が確実かつ十分に履行されたかどうか、株券、新株予約権付社債券等、<u>不動産投資信託証券</u> <u>又はインフラファンド</u> の募集の払込期日の翌日まで又は中止した場合は速やかにそれぞれが確認した旨の書面を作成し、相互で5年間保管すること。</p>	<p>第1号から第8号までの契約事項が確実かつ十分に履行されたかどうか、株券、新株予約権付社債券等 <u>又は</u> <u>不動産投資信託証券</u> の募集の払込期日の翌日まで又は中止した場合は速やかにそれぞれが確認した旨の書面を作成し、相互で5年間保管すること。</p>
<p>(契約の時期) 第3条 規則第9条第2項第1号に規定する引受審査の手續きに係る契約の締結は、新規公開において行う株券、<u>不動産投資信託証券</u> <u>又はインフラファンド</u> の募集にあつては、発行者の金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、<u>不動産投資信託証券</u>、<u>インフラファンド</u>、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は新株予約権付社債券の募集にあつては、発行決議日の17営業日以上前までに行うものとする。</p>	<p>(契約の時期) 第3条 規則第9条第2項第1号に規定する引受審査の手續きに係る契約の締結は、新規公開において行う株券 <u>又は</u> <u>不動産投資信託証券</u> の募集にあつては、発行者の金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、<u>不動産投資信託証券</u>、<u>新株予約権証券</u>、<u>新投資口予約権証券</u>又は<u>新株予約権付社債券</u>の募集にあつては、発行決議日の17営業日以上前までに行うものとする。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>(独立引受幹事会員の引受審査の開始時期) 第4条 独立引受幹事会員(規則第11条で定める追加の独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。)が行う引受審査の開始時期は、新規公開において行う株券、<u>不動産投資信託証券</u> <u>又はインフラファンド</u> の募集にあつては発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、<u>不動産投資信託証券</u>、<u>インフラファンド</u> <u>又は</u> <u>新株予約権付社債券</u>等の募集にあつては発行決議日の17営業日以上前(社債券等の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の14営業日前(やむを得ない場合にあつては、条件決定予定日の14営業日以上前))までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。</p>	<p>(独立引受幹事会員の引受審査の開始時期) 第4条 独立引受幹事会員(規則第11条で定める追加の独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。)が行う引受審査の開始時期は、新規公開において行う株券 <u>又は</u> <u>不動産投資信託証券</u> の募集にあつては発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の1か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、<u>不動産投資信託証券</u> <u>又は</u> <u>新株予約権付社債券</u>等の募集にあつては発行決議日の17営業日以上前(社債券等の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の14営業日前(やむを得ない場合にあつては、条件決定予定日の14営業日以上前))までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>(発表資料等) 第5条 (現行どおり) 2 規則第9条第2項第5号に規定する細則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(発表資料等) 第5条 (省 略) 2 規則第9条第2項第5号に規定する細則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p>

新	旧
<p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 当該株券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>又は当該新株予約権付社債券等の募集の引受けに係る価格等の決定に適切に関与した独立引受幹事会員の名称</p> <p>4・5 (現行どおり)</p>	<p>1・2 (省 略)</p> <p>3 当該株券、不動産投資信託証券又は当該新株予約権付社債券等の募集の引受けに係る価格等の決定に適切に関与した独立引受幹事会員の名称</p> <p>4・5 (省 略)</p>
<p>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)</p>	<p>(上場発行者による公募増資等における引受審査項目の細目)</p>
<p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2 規則第 17 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券又は新投資口予約権証券 (当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券であるものに限る。)の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p>	<p>第 10 条 (省 略)</p> <p>2 規則第 17 条第 2 項に規定する上場発行者が発行する不動産投資信託証券又は新投資口予約権証券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合における引受審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。</p> <p>1～5 (省 略)</p>
<p>(株価推移等の公表)</p>	<p>(株価推移等の公表)</p>
<p>第 13 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 95 条の 5 の 3 第 1 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等 (優先出資証券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>、<u>外国株信託受益証券</u>及び<u>外国インフラファンド信託受益証券</u>を除く。)の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>	<p>第 13 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 95 条の 5 の 3 第 1 項に規定される潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等 (優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。)の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>
<p>(ブックビルディングの手続き)</p>	<p>(ブックビルディングの手続き)</p>
<p>第 14 条 規則第 25 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。</p> <p>1 仮条件の決定</p> <p>引受会員は、次のイ、ロ又はハに掲げる区分に応じ、当該イ、ロ又はハに定める事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定する。</p>	<p>第 14 条 規則第 25 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。</p> <p>1 仮条件の決定</p> <p>引受会員は、次のイ、ロ又はハに掲げる区分に応じ、当該イ、ロ又はハに定める事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定する。</p>

新	旧
<p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 上場発行者及び外国上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しにおける仮条件の決定</p> <p>(1) 募集又は売出しに係る株券等の発行者の株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>、<u>外国株信託受益証券</u> <u>又は外国インフラファンド信託受益証券</u> の時価及び流動性並びに株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>、<u>外国株信託受益証券</u> <u>又は外国インフラファンド信託受益証券</u> を公開している金融商品市場 (外国株信託受益証券 <u>又は外国インフラファンド信託受益証券</u> においては、金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券 <u>又は外国インフラファンド</u> を外国の金融商品市場に上場している場合は、当該金融商品市場を含む。)</p> <p>(2)・(3) (現行どおり)</p> <p>ハ (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 19 日から施行し、同日以後、取締役会決議 (指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。) 又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。</p>	<p>イ (省 略)</p> <p>ロ 上場発行者及び外国上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しにおける仮条件の決定</p> <p>(1) 募集又は売出しに係る株券等の発行者の株券、優先出資証券、不動産投資信託証券 <u>又は</u> 外国株信託受益証券の時価及び流動性並びに株券、優先出資証券、不動産投資信託証券 <u>又は</u> 外国株信託受益証券を公開している金融商品市場 (外国株信託受益証券においては、金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券を外国の金融商品市場に上場している場合は、当該金融商品市場を含む。)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>ハ (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(主幹事会員から発行者への配分先情報の提供)</p> <p>第 7 条 主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前条の規定による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち第 5 条第 1 項の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者（当該株券等が不動産投資信託証券（金融商品取引法（以下「<u>金商法</u>」という。）第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 19 項に定める資産運用会社をいう。以下同じ。）を <u>含み、インフラファンド（金商法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券又は外国投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該インフラファンドの発行者である投資法人の資産運用会社をいう。以下同じ。）を 含む。次条において同じ。）に提供しなければならない。</u></p> <p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第 16 条 <u>不動産投資信託証券 又はインフラファンド</u> の募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。）については、この規則を適用しないものとする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 19 日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等</p>	<p>(主幹事会員から発行者への配分先情報の提供)</p> <p>第 7 条 主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前条の規定による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち第 5 条第 1 項の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者（当該株券等が不動産投資信託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 19 項に定める資産運用会社をいう。）を含む。次条において同じ。）に提供しなければならない。</p> <p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第 16 条 不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。）については、この規則を適用しないものとする。</p>

新	旧
設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。) 又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	

「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、会員が上場株券等 <u>(国内の取引所金融商品市場に上場されて</u> <u>いる株券(新株予約権証券、出資証券(金</u> <u>融商品取引法(以下「金商法」という。)第</u> <u>2条第1項第6号に掲げる有価証券をい</u> <u>う。)、優先出資証券(協同組織金融機関の</u> <u>発行する優先出資証券をいう。)、投資信託</u> <u>受益証券(投資信託の受益証券をいう。)、</u> <u>外国投資信託受益証券(外国投資信託の受</u> <u>益証券をいう。以下同じ。)、投資証券、新</u> <u>投資口予約権証券、外国投資証券、外国株</u> <u>預託証券(外国法人の発行する株券に係る</u> <u>権利を表示する預託証券をいう。)、受益証</u> <u>券発行信託の受益証券(内国商品信託受益</u> <u>証券(特定の商品(商品先物取引法(昭和</u> <u>25年法律第239号)第2条第1項に規定す</u> <u>る商品をいう。))の価格に連動することを目</u> <u>的として、主として当該特定の商品とその</u> <u>信託財産とする受益証券発行信託の受益証</u> <u>券をいう。))又は外国証券信託受益証券(受</u> <u>益証券発行信託の受益証券のうち、外国法</u> <u>人の発行する株券、外国指標連動証券(外</u> <u>国法人が外国で発行する有価証券のうち金</u> <u>商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券</u> <u>の性質を有するものであって、当該有価証</u> <u>券の償還価額が特定の指標(金融商品市場</u> <u>における相場その他の指標をいう。))に連動</u> <u>することを目的とするものをいう。))、外国</u> <u>投資信託受益証券、外国投資証券又は外国</u> <u>受益証券発行信託の受益証券(外国法人の</u> <u>発行する証券又は証書で受益証券発行信託</u> <u>の受益証券の性質を有するものをいう。))を</u> <u>信託財産とするものをいう。))に限る。))及</u> <u>び外国受益証券発行信託の受益証券を含</u> <u>む。))、転換社債型新株予約権付社債券(新</u> <u>株予約権付社債券のうち、新株予約権の行</u> <u>使に際してする出資の目的が当該新株予約</u> <u>権付社債券に係る社債であるものをいう。))</u> <u>及び交換社債券(金商法第2条第1項第5</u> <u>号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げ</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、会員が上場株券等 <u>(「上場株券等の取引所金融商品市場外での</u> <u>売買等に関する規則」第2条第1号に定め</u> <u>る上場株券等をいう。以下同じ。))及び外国</u> <u>証券信託受益証券(受益証券発行信託の受</u> <u>益証券のうち、外国法人の発行する株券、</u> <u>外国投資信託受益証券又は外国受益証券発</u> <u>行信託の受益証券(外国法人の発行する証</u> <u>券又は証書で受益証券発行信託の受益証券</u> <u>の性質を有するものをいう。以下同じ。))を</u> <u>信託財産とするものをいう。以下同じ。))の</u> <u>不公正取引を防止するための売買管理体制</u> <u>(以下「上場株券等及び外国証券信託受益</u> <u>証券の売買管理体制」という。))を整備する</u> <u>に当たり、社内規則の制定その他の必要な</u> <u>措置を定めることにより、上場株券等及び</u> <u>外国証券信託受益証券の売買管理体制を整</u> <u>備し、もって、証券市場の公正性、透明性</u> <u>を図るとともに会員に対する投資者の信頼</u> <u>を維持、向上させることを目的とする。</u></p>

新	旧																																																																
<p>る有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この条において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。）をいう。以下同じ。）の不正取引を防止するための売買管理体制を整備するに当たり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、上場株券等の当該売買管理体制を整備し、もって、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資者の信頼を維持、向上させることを目的とする。</p> <p>（委託取引に係る社内規則の制定）</p> <p>第2条 会員は、顧客による上場株券等の売買に対する管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>1～7 （ 現行どおり ）</p> <p>別 表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行わなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>銘 柄</th> <th></th> <th>顧 客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>（現行どおり）</td> <td>1</td> <td>（現行どおり）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>（現行どおり）</td> <td>2</td> <td>（現行どおり）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>（現行どおり）</td> <td>3</td> <td>（現行どおり）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>（現行どおり）</td> <td>4</td> <td>（現行どおり）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>（現行どおり）</td> <td>5</td> <td>（現行どおり）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>（現行どおり）</td> <td>6</td> <td>（現行どおり）</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>（現行どおり）</td> <td>7</td> <td>（現行どおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. （ 現行どおり ）</p> <p>2. <u>金商法</u> 第2条第8項第12号に規定する投資一任契約及び金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p>		銘 柄		顧 客	1	（現行どおり）	1	（現行どおり）	2	（現行どおり）	2	（現行どおり）	3	（現行どおり）	3	（現行どおり）	4	（現行どおり）	4	（現行どおり）	5	（現行どおり）	5	（現行どおり）	6	（現行どおり）	6	（現行どおり）	7	（現行どおり）	7	（現行どおり）	<p>（委託取引に係る社内規則の制定）</p> <p>第2条 会員は、顧客による上場株券等 <u>及び外国証券信託受益証券</u> の売買に対する管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p> <p>1～7 （ 省 略 ）</p> <p>別 表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行わなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>銘 柄</th> <th></th> <th>顧 客</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>（ 省 略 ）</td> <td>1</td> <td>（ 省 略 ）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>（ 省 略 ）</td> <td>2</td> <td>（ 省 略 ）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>（ 省 略 ）</td> <td>3</td> <td>（ 省 略 ）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>（ 省 略 ）</td> <td>4</td> <td>（ 省 略 ）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>（ 省 略 ）</td> <td>5</td> <td>（ 省 略 ）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>（ 省 略 ）</td> <td>6</td> <td>（ 省 略 ）</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>（ 省 略 ）</td> <td>7</td> <td>（ 省 略 ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. （ 省 略 ）</p> <p>2. <u>金融商品取引法</u> 第2条第8項第12号に規定する投資一任契約及び金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p>		銘 柄		顧 客	1	（ 省 略 ）	1	（ 省 略 ）	2	（ 省 略 ）	2	（ 省 略 ）	3	（ 省 略 ）	3	（ 省 略 ）	4	（ 省 略 ）	4	（ 省 略 ）	5	（ 省 略 ）	5	（ 省 略 ）	6	（ 省 略 ）	6	（ 省 略 ）	7	（ 省 略 ）	7	（ 省 略 ）
	銘 柄		顧 客																																																														
1	（現行どおり）	1	（現行どおり）																																																														
2	（現行どおり）	2	（現行どおり）																																																														
3	（現行どおり）	3	（現行どおり）																																																														
4	（現行どおり）	4	（現行どおり）																																																														
5	（現行どおり）	5	（現行どおり）																																																														
6	（現行どおり）	6	（現行どおり）																																																														
7	（現行どおり）	7	（現行どおり）																																																														
	銘 柄		顧 客																																																														
1	（ 省 略 ）	1	（ 省 略 ）																																																														
2	（ 省 略 ）	2	（ 省 略 ）																																																														
3	（ 省 略 ）	3	（ 省 略 ）																																																														
4	（ 省 略 ）	4	（ 省 略 ）																																																														
5	（ 省 略 ）	5	（ 省 略 ）																																																														
6	（ 省 略 ）	6	（ 省 略 ）																																																														
7	（ 省 略 ）	7	（ 省 略 ）																																																														

新	旧
3. (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。	3. (省 略)

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等</p> <p>株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する出資証券をいう。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）及びカバードワラントをいう。</p> <p>2～11 (現行どおり)</p> <p>(担保金の代用) 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることが</p>	<p>(定義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 株券等</p> <p>株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する出資証券をいう。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、<u>外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券若しくは外国指標連動証券（外国法人が外国で発行する有価証券のうち金商法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）</u>及びカバードワラントをいう。</p> <p>2～11 (省 略)</p> <p>(担保金の代用) 第 7 条 (省 略)</p> <p>2 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることが</p>

新	旧
<p>できる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。</p> <p>1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、優先出資証券、受益証券発行信託の受益証券 <u>及び</u> 外国受益証券発行信託の受益証券を含む。）</p> <p>2～21 （ 現行どおり ）</p> <p>3 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。</p>	<p>できる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。</p> <p>1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券（外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、優先出資証券、受益証券発行信託の受益証券、<u>外国受益証券発行信託の受益証券</u> <u>及び外国証券信託受益証券</u> を含む。）</p> <p>2～21 （ 省 略 ）</p> <p>3 （ 省 略 ）</p>

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日
(下線部分改正)

改 正 案	現 行												
<p>別 表</p> <p>I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</p> <p>第3条及び第4条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">報告事象欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">軽微基準欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1)~(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(a) 事業の一部を譲渡する場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ~ハ (現行どおり)</p> <p>ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による発行会社の当期純利益(当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定中「<u>当期純利益</u>」とあるのは「<u>親会社株主に帰属する当期純利益</u>」とする。)の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額(当該最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、当該発行会社の最近5事業年度の当期純利益(5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。</p> <p>(b) (現行どおり)</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(14)~(41) (現行どおり)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(以下「破産手</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(14)~(41) (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下</p> </td> </tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1)~(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>	<p>(a) 事業の一部を譲渡する場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ~ハ (現行どおり)</p> <p>ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による発行会社の当期純利益(当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定中「<u>当期純利益</u>」とあるのは「<u>親会社株主に帰属する当期純利益</u>」とする。)の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額(当該最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、当該発行会社の最近5事業年度の当期純利益(5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。</p> <p>(b) (現行どおり)</p>	<p>(14)~(41) (現行どおり)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(以下「破産手</p>	<p>(14)~(41) (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下</p>	<p>別 表</p> <p>I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</p> <p>第3条及び第4条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">報告事象欄</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">軽微基準欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1)~(12) (省 略)</p> <p>(13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(a) 事業の一部を譲渡する場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ~ハ (省 略)</p> <p>ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による発行会社の当期純利益(当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定中「<u>当期純利益</u>」とあるのは「<u>連結当期純利益</u>」とする。)の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額(当該最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、当該発行会社の最近5事業年度の当期純利益(5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。</p> <p>(b) (省 略)</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(14)~(41) (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(14)~(41) (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下</p> </td> </tr> </tbody> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1)~(12) (省 略)</p> <p>(13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>	<p>(a) 事業の一部を譲渡する場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ~ハ (省 略)</p> <p>ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による発行会社の当期純利益(当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定中「<u>当期純利益</u>」とあるのは「<u>連結当期純利益</u>」とする。)の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額(当該最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、当該発行会社の最近5事業年度の当期純利益(5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。</p> <p>(b) (省 略)</p>	<p>(14)~(41) (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下</p>	<p>(14)~(41) (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下</p>
報告事象欄	軽微基準欄												
<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1)~(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>	<p>(a) 事業の一部を譲渡する場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ~ハ (現行どおり)</p> <p>ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による発行会社の当期純利益(当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定中「<u>当期純利益</u>」とあるのは「<u>親会社株主に帰属する当期純利益</u>」とする。)の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額(当該最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、当該発行会社の最近5事業年度の当期純利益(5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。</p> <p>(b) (現行どおり)</p>												
<p>(14)~(41) (現行どおり)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て(以下「破産手</p>	<p>(14)~(41) (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下</p>												
報告事象欄	軽微基準欄												
<p>1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1)~(12) (省 略)</p> <p>(13) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>	<p>(a) 事業の一部を譲渡する場合次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ~ハ (省 略)</p> <p>ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による発行会社の当期純利益(当該発行会社が特定上場会社等である場合における当該発行会社に対する報告事象欄1及び2に係る軽微基準欄の規定中「<u>当期純利益</u>」とあるのは「<u>連結当期純利益</u>」とする。)の増加額又は減少額が当該発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額(当該最近事業年度において当期純利益金額が10億円未満である場合には、当該発行会社の最近5事業年度の当期純利益(5事業年度のうち当期純利益が計上されていない事業年度については、当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。</p> <p>(b) (省 略)</p>												
<p>(14)~(41) (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下</p>	<p>(14)~(41) (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下</p>												

改 正 案	現 行
<p>続開始の申立て等」という。)</p> <p>(9)～(26) (現行どおり)</p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p>7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1) 株式交換</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (現行どおり)</p> <p>(d) 当該株式交換による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額(最近連結会計年度において親会社株主に帰属する当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益(当該5連結会計年度のうち親会社株主に帰属する当期純利益が計上されていない連結会計年度については、親会社株主に帰属する当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。</p> <p>(2) 株式移転</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (現行どおり)</p> <p>(d) 当該株式移転による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(3) 合併</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (現行どおり)</p> <p>(d) 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(4) 会社の分割</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (現行どおり)</p> <p>(d) 当該分割による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最</p>	<p>「破産手続開始の申立て等」という。)</p> <p>(9)～(26) (省 略)</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>(1) 株式交換</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (省 略)</p> <p>(d) 当該株式交換による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額(最近連結会計年度において連結当期純利益金額が10億円未満である場合には、最近5連結会計年度の連結当期純利益(当該5連結会計年度のうち連結当期純利益が計上されていない連結会計年度については、連結当期純利益金額をゼロとする。)の平均額の100分の30に相当する額。以下同じ。)未満であると見込まれること。</p> <p>(2) 株式移転</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (省 略)</p> <p>(d) 当該株式移転による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(3) 合併</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (省 略)</p> <p>(d) 当該合併による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(4) 会社の分割</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (省 略)</p> <p>(d) 当該分割による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の</p>

改 正 案	現 行
<p>(5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p> <p>近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (現行どおり)</p> <p>(d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(6) 解散(合併による解散を除く。)</p> <p>次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (現行どおり)</p> <p>(d) 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(7)・(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 孫会社(施行令第29条第2号に規定する孫会社をいう。以下同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項</p> <p>次に掲げるもの(子会社が孫会社取得(発行会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(金商法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を発行会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。)のいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (現行どおり)</p> <p>(d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が連結会社の最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>(e)～(h) (現行どおり)</p> <p>(10) 固定資産の譲渡又は取得</p> <p>(a) 固定資産を譲渡する場合</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ 当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>(5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p> <p>連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (省 略)</p> <p>(d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(6) 解散(合併による解散を除く。)</p> <p>次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (省 略)</p> <p>(d) 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(7)・(8) (省 略)</p> <p>(9) 孫会社(施行令第29条第2号に規定する孫会社をいう。以下同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項</p> <p>次に掲げるもの(子会社が孫会社取得(発行会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(金商法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を発行会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。)のいずれにも該当すること。</p> <p>(a)～(c) (省 略)</p> <p>(d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が連結会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>(e)～(h) (省 略)</p> <p>(10) 固定資産の譲渡又は取得</p> <p>(a) 固定資産を譲渡する場合</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ 連結会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p>

改正案	現行
<p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) 事業の全部又は一部の休止又は廃止</p> <p>(13)~(15) (現行どおり)</p> <p>(16) 商号又は名称の変更</p> <p>(17)~(19) (現行どおり)</p>	<p>(11) (省 略)</p> <p>(12) 事業の全部又は一部の休止又は廃止</p> <p>(13)~(15) (省 略)</p> <p>(16) 商号又は名称の変更</p> <p>(17)~(19) (省 略)</p>
<p>ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 固定資産を取得する場合 当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)・(b) (現行どおり)</p> <p>(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 当該子会社に係る最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>(b) 当該子会社の最近事業年度の売上高が連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(c) 当該子会社の最近事業年度の経常利益金額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>(d) 当該子会社の最近事業年度の当期純利益金額が連結会社の最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p>	<p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 固定資産を取得する場合 当該固定資産の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)・(b) (省 略)</p> <p>(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>当該子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額又は債務超過額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。</p>

改正案	現行
<p>8 発行会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。</p> <p>(b) (現行どおり)</p> <p>(c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(2) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ～ハ (現行どおり)</p> <p>ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(3) 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>8 発行会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>(1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(2) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(3) 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>

改 正 案	現 行
<p>の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ・ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する<u>当期純利益</u>の減少額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する<u>当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(4)~(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)・(b) (現行どおり)</p> <p>(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する<u>当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)・(b) (現行どおり)</p> <p>(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する<u>当期純利益</u>の増加額が最近連結会計年度の親会社株主に帰属する<u>当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(11)・(12) (現行どおり)</p> <p>9~11 (現行どおり)</p>	<p>の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による<u>連結当期純利益</u>の減少額が最近連結会計年度の<u>連結当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(4)~(7) (省 略)</p> <p>(8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>(9) (省 略)</p> <p>(10) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)・(b) (省 略)</p> <p>(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の<u>連結当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a)・(b) (省 略)</p> <p>(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による<u>連結当期純利益</u>の増加額が最近連結会計年度の<u>連結当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(11)・(12) (省 略)</p> <p>9~11 (省 略)</p>
付 則	
<p>1 この改正は、平成27年5月19日から施行する。</p> <p>2 平成27年4月1日以前に開始した連結会計年度に係るものについては、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「連結当期純利益」とする。</p>	